

立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育
所の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和6年11月8日

立川市公の施設指管理者候補者選定審査会

令和6年10月31日付立子育第1847号により、立川市長から、「立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者になりたい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市上砂児童館（立川市上砂第三学童保育所含む） 立川市上砂町1丁目13番地1号	株式会社明日葉 東京都港区芝4丁目13番地3号 PMO田町東10F

(2) 指定期間

立川市上砂児童館（立川市上砂第三学童保育所含む）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 多様な背景を持つ児童の利用が想定されることから、大怪我等のリスク対応について手順を明確にし、近隣小児科病院等の施設との連携も含めて、機動的対応が可能となるよう留意すること。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和6年10月31日（木） 午後6時00分から	・ 諮問 ・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明 ・ 書類審査 ・ 事業者による事業計画の説明 ・ 協議、審査 ・ 答申案の協議 ・ その他

なお、審査会開会前に、3人の委員が立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所の現地視察を行いました。

3 審査の経過

市から公募によらず、株式会社明日葉を特命で指定管理者とする理由として、令和7年度、令和8年度に開始する市内児童館の2ブロック化体制を見据えた更新時期の調整が必要であり、調整段階の短い指定期間での事業者交代は利用者や地域への影響が懸念されるため、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。また、現指定管理者は、子どもたちの居場所づくりのために、日々のかかわりや毎月の様々なイベントを通して子どもたちと信頼関係を築いてきたこと、加えて、学童保育所の待機児童対策であるランドセル来館事業にも協力し、自治会をはじめとした地域との関係作りも積極的に実施していることを確認しました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

そこでは、現指定管理者の運営状況や仕様書の内容、他児童館との比較、地域の特徴を活かした運営などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、地域連携の取組、食物アレルギー対応、財務の健全性に関する事項、ブロック化体制移行に当たっての引継ぎに対する姿勢や考え方などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、多様な背景を持つ児童の利用を想定したリスク対応について手順を明確にし、機動的対応が求められるなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 小 沢 伸 光	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	千 葉 雄 太	公募
〃	竹 下 大 輔	公募